

令和6年度岩手県南中小製造業等DX伴走支援業務仕様書

令和6年5月 岩手県県南広域振興局経営企画部産業振興室

本「仕様書」は、岩手県（以下、「県」という。）が実施する、「令和6年度岩手県南中小製造業等DX伴走支援業務（以下、「本業務」という。）」に係る委託候補者の選定に関して、県が契約する事業者（以下、「受託者」という。）に要求する本業務の概要を明らかにし、公募型プロポーザルに参加しようとする者の提案に具体的な指針を示すものである。

1 目的

岩手県県南地域は自動車・半導体関連企業を中心に多くの製造業が集積する一方、人口減少等による従業員の確保が困難となる中で、デジタル技術を活用した生産性の向上が求められている。

こうした環境の中で、本業務では、岩手県南地域のものづくり企業（以下、「企業」という。）に対しデジタルトランスフォーメーション（以下、「DX」という。）の理解を促進させるとともに、デジタル技術等に関し知見を有する者（以下、「専門家」という。）による伴走支援を行うことで企業のDXを推進し、従業員不足等の経営課題の解決に取り組むほか、取組事例を県内に発信することでDXの普及を図ろうとするもの。

2 事業期間

契約手続の日から令和7年3月19日（水）まで

3 事業対象者

県南広域振興局管内（花巻市、遠野市、西和賀町、北上市、金ケ崎町、奥州市、平泉町、一関市）に事業所を有する次に掲げる企業であり、日本標準産業分類で以下の中分類に属する企業。

プラスチック製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、
生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、
電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業

4 事業内容

本業務の委託内容について、次に掲げる各項目が効果的かつ円滑に運営されるよう企画提案を行うこと。なお、業務の性質上、当然実施しなければならないもの及びこの仕様書に記載のない事項で本業務を遂行するために必要となる事項はすべて実施すること。

(1) 伴走支援対象事業者の募集

受託者は、当該事業による伴走支援を行う事業者を募集するため、周知用のチラシの作成、管内企業や関係機関等に広報（企業訪問等）をすること。上記以外にも効果的な広報手段について検討し、具体的なアイデアを提案すること。

対象：デジタル技術に対する理解が不足、又はDX初期段階のフェーズにある企業

想定件数：3社程度

支援期間：7か月程度

(2) 専門家による伴走支援プログラム

受託者は、応募のあった企業のうち支援対象となった企業に対しヒアリングを行い、企業が抱える経営課題を具体化した上で、その解決に資する専門家をマッチングし、当該専門家が伴走支援しながら企業のDXを推進するとともに、経営課題の解決を目指す。また、本事業期間終了時においては事業終了後も支援企業が自律的にDX推進活動を実行できる環境を整備すること。

なお、伴走支援の主な内容については下記のとおりとする。

- ① 経営ビジョン（目標）の設定
- ② 支援企業の経営情報からのDX経営状態の可視化診断、分析
- ③ 経営課題の整理及び解決優先順位の合意形成
- ④ DX実行計画の策定
- ⑤ 必要なデジタル技術、デジタルツールのマッチング

※留意事項

- ・(2)(②)のDX経営状態の可視化診断については、客観的判断を行うツールを用いた診断を行うこと。
- ・当該事業を実施する際の専門家とは、中小企業のDX経営を支援するために必要な第三者認証を受けた資格（DXアドバイザー等）を有する者が、その業務にあたること。
- ・当該支援企業へは、月1回以上の訪問支援を行うほか、必要に応じて、企業側からの問い合わせ・相談等に随時対応できるよう体制を構築すること。

(3) 成果報告会の実施

受託者は、当該事業による伴走支援を行った事業者の成果を他の企業に紹介する報告会を実施すること。報告会の実施にあたっては、周知用のチラシの作成、管内企業や関係機関等に広報（企業訪問等）をするとともに、会場の確保、報告会当日の運営などを実施すること。

(4) その他、事業の実施に必要な業務全般

- (1)から(3)に関し、事業の実施に必要な業務については県と協議の上、決定し、実施すること。

5 事業の運営及び進行管理

上記4の事業（以下、「各事業」という）を実施するにあたっては、以下の点に留意すること。

(1) スケジュール及び実施体制

- ・契約締結後、速やかに県と打ち合わせを行い、スケジュール及び実施体制の調整を行うこと。
- ・県の要求に応じて即座に対応できる体制を整えるとともに、本事業全体の進行管理を行う業務責任者を定め、事業運営や進捗管理等必要事項に関する県との調整や報告について、責任をもって対応すること。

(2) 配付資料等の事前確認

各事業で配付される資料（テキスト、レジュメ等）については、事前に県と協議し、内容の確認を受けること。

(3) アンケート調査の実施

上記4の事業において、支援事業者及び成果報告会参加企業にアンケート調査を実施し、回収及び集計するとともに、実施の効果について分析を行い、県に報告すること。

(4) 打ち合わせ

県の指示に従い、定期打ち合わせ及び必要に応じ随時打ち合わせを行うこと。

6 成果品

本仕様書の内容に従い、すべての業務の完了後は実績等をまとめた実施報告書を提出すること。
報告書には、実施内容、記録写真、参加者及び利用者のアンケート結果、今後の事業実施に係る提案（効果的なDXの推進に向けた支援事業の手法等）、業務実施に要した経費等を記載すること。

7 契約に関する条件

(1) 個人情報の保護

- ア 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下、「法」という。）第66条第2項において準用する同条第1項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならない。
- イ 受託者は、当該業務において取り扱う個人情報の管理責任者及び当該業務に従事する者を指定し、県に報告すること。
- ウ 受託者は、利用目的以外の目的のために利用しないよう、受託事務等において取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。
- エ 受託者は、個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等する事がないように、受託業務従事者が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならない。
- オ 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合がある。
- カ 個人情報の適正な取扱いを確保するため、県は、別途報告又は資料の提出を指示する場合があること。

(2) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 再委託等の制限

- ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち管理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

(4) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ア 県は、本業務の履行につき著しく不適当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。
- イ 県は、上記「(3)再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不適当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。
- ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(5) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物並びに資料及びその利用に関する著作権、所有権等については、原則として委託料の支払の完了をもって受託者から県に移転するものとする。

ただし、成果物を本業務以外で使用する等、契約によりがたい事案が生じた場合は、その都度協議しなければならない。

(6) 備品等の取扱い

本業務の実施に必要となる機械・器具の購入等については、原則としてリース又はレンタルでの対応とする。

(7) その他

本業務の実施に当たり本仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに県と協議を行うこと。